

帯広病院 21-4111
白樺医院 38-3500
ケアセンター白樺 41-1165
白樺在宅総合センター 41-1167

十勝勤医協 友の会ニュース

医療法人 十勝勤労者医療協会

帯広市西9条南11丁目1番地

0155-21-4718

発行責任者 今野 光昭

URL: <http://www.tokachi-kin-ikyo.or.jp>
E-mail: soshiki@tokachi-kin-ikyo.or.jp

秋の大運動スタート

「民医連綱領と歴史の学びを力に、安心して住み続けられるまちづくりを目指して」

憲法9条を守り改憲は許さない！ 地域に踏み出し安心して住み続けられる街づくりを、職員と友の会が丸となって取り組もう！！

いよいよ秋の大運動がスタートしました。先の参院選では改憲勢力の議席が三分の二を割り込み、改憲発議が出来ない結果を生み出すことが出来ました。しかし与党の過半数は維持されており、今後さらなる社会保障の負担増と給付抑制が進む可能性があります。改憲についてもまだまだ予断を許さない状況にあります。誰もが安心して住み続けられるまちづくりをともに担う共同組織の強化、無差別平等の医療と介護を実践する民医連事業所の発展を目指して、友の会と職員が協力共同し秋の大運動を成功させましょう。各地の取り組みを紹介します。

SDH、良く分かった！

友の会連絡会スタート集会

去る8月17日、友の会連絡会のスタート集会が開催され、友の会役員と職員あわせて50名が参加しました。渡辺総師長よりSDHの講義を受け、職員からの事例紹介、地域友の会からの取り組み報告などもありました。1時間程度のグループ討議で課題や活動上での悩みを出し合いました。参加した役員さんからは「SDHよく分かった！」「格差でいのちが決定されるのは大変なこと」などの感想が出され、地域に目を向けてがんばりたいとの決意も出されました。



グループ討議のまとめを報告し共有

2割負担になったら

病院に行けない！

～西南友の会地域訪問～

8月28日、西南友の会では早速帯広病院と合同の地域訪問をおこないました。あいにくの雨模様でしたが、友の会3名、職員4名の計7名で、近所のWハイッを新しい「医療・介護者名」をもって全件訪問。



留守が多く7件の対話でしたが、ある70歳代女性は「3割負担からようやく1割負担になって病院に行けるようになった。2割負担になったら病院に行けなくなる」と切実です。もちろん、こころよく署名に応じてくれました。その他年金問題や介護の問題など様々な対話が出来ました。帯広病院と西南友の会では、9月、10月も合同の地域訪問を計画中です。

食い止める！消費税増税 医療介護年金の総改悪！

友の会連絡会のスタート集会に引き続



き、職員の大運動もスタート。在総センター白樺では、9月2日に「経済その他の余裕がない方の退院支援について」という事例を振り返りながら、大運動でとりくむ社会保障改善の内容とその意義を確認しました。白樺医院では同日、朝会を兼ねて憲法をめぐる情勢や今後予定されている諸改悪の申しについてミニ学習しました。3日には全体の推進本部が開かれ、「困難な時代からこそ学び、全員で連帯し、スクラム組んで、大運動を成功させよう」と意思統一しました。

聴診器

▼肌着は2年に1着、パンツは1年に1枚、足袋は1年に1足。結核で国立岡山療養所に入院していた朝日茂さんが、生活保護の生活扶助の支給額6000円は「健康

で文化的な最低限度の生活」を保障した憲法25条に違反するとして、1957年に裁判を起こしました▼1審の浅沼判決は「憲法25条にいう『健康で文化的な生活』は、すべての国民に与えられている権利」であり、「最低限度の水準は、決して予算の有無によって決定されるものではなく、むしろこれを指導支配すべきもの」と画期的な勝訴。「人間らしく生きる権利」とは何かを真正面から問いかけるこの裁判は「人間裁判」と呼ばれ、今なお憲法25条を保障する運動のいちしるべとなっています▼左の肺は真っ白、血痰と小咯血を繰り返し食欲が衰える病床で、汗物もなく冷えたご飯に塩こぶと漬物の食事。「食べねば死ぬ」と思えば寝たまま重い箸をとり、一口ずつ口に入れる」と記した朝日さん。闘いの源は何だったのでしょうか▼「法律は人間の幸福を破壊するためにあるのか、幸福を守るためにあるのか」「私の怒りは決して私一人の怒りではない」「生活と健康を守ることは口先きだけではないのだ。闘うよりほかに、私たちの生きる道はないのだ」と。社会保障費削減を許さない志しを私たちが引き継がなくては (智)

シリーズ

憲法があぶない

子どもの権利条約が国連で採択されてから30年、日本が批准してから25年になります。子どもの権利条約は「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つにまとめられ、「子どもの最善の利益」の観点で考えるというのが条約の理念です。

採択された時は、上土幌小学校に勤めており、「これで子どもに視点を向けた法律や施策が充実していく」と期待しましたが、当時の現行法制で実現できるとし、法改正をほとんど行わないで批准されました。25年が経ちましたが、子どもを取

り巻く環境はあまり改善されず、逆に「待ったなし」の状態になっていきます。それは、貧困の拡大により、生活と発達の危機にさらされている子どもが増加していることです。日本の子どもの貧困率(2015年)は13.9%で、7人に1人の子どもが貧困状態にあること、また、ひとり親世帯の子どもの半数以上が貧困状態なのです。給食のない夏休みで10キロやせてきた中学生、虫歯20本で治療がされていない子ども、修学旅行の積立金を取り崩して生活費にあてる親など、厳しい生活を強いられている事

【音更東友の会 菊地雅弘】



北海道民医連 第15回友の会活動交流集会 in 定山溪

道第15回友の会活動交流集会 in 札幌が9月8日(9日の2日間)札幌定山溪温泉にて開催されました。全道各地の友の会組織から234名が参加し、冒頭道友の会連絡会会長横山博子氏、道民医連会長小市市健一氏、道民医連共同組織委員長青木達人氏が挨拶、研修医を代表し、森有美先生より、十勝勤医協での研修報告が紹介されました。

記念講演では、東京新聞の望月衣塑子記者より、「憲法・民主主義と安倍政権について」の講演があり、民主憲法の立場から見た今日の安倍政権の限りのない悪政への企てと、記者の質問に対する菅官房長官の質問封鎖のあり様、今後とも追求の手を緩めず国民の真実を知らせていく立場をリアルに表現する様子に、参加者一同聞き惚れていました。学習講演では、①くらしと憲法②いつでも元気の魅力③事例から考える社会保険④道央健康友の会の居場所づくりと担い手づくりのとりくみの4つが用意されており、それぞれ希望した講演に分かれて参加しました。翌日の分科会は、7会場にテーマごとに分かれて参加し、前日の各講演の感想交流や各地の取り組みの紹介など意見交流が行われました。

【王幌友の会事務局長 和田鶴三】



今回、初めて全道JBに参加させて頂き大変貴重な体験をさせて頂きました。矢臼別演習場の敷地内にある宿泊施設に一晚寝泊りする事で、講演を頂いた方の戦争体験や経験した武力行使の歴史を、近い環境で肌感を感じることができたと考えています。また初めての参加という事で、到着するまでは大変不安で心細くやり遂げられるか心配でしたが、現地で知り合った他JBメンバーと打ち解け、とても有意義な時間を過ごすことができましたと考えています。今回JBにコネクトというテーマが掲げられ、平和とつながる事が全体の大きな目標でしたが、たくさんの方のつながりを持てたことが今後のJB活動にも生かせると感じています。

【ケアセンター白樺 理学療法士 萩原来武】

その人らしさを大事にした看護を心がけています

訪問看護は自宅に訪問看護師が訪問して、医師の指示のもと、看護サービスを受けることができます。例えば、医療処置、認知症ケア、清潔保持、入浴介助、内服管理、リハビリテーションなど行っています。主治医の先生、医療機関との連携、緊急時の対応なども行っています。24時間相談を受けられる体制をとり、療養上のアドバイスや訪問が必要な場合は、訪問させてもらいます。在宅

医療・介護の現場から シリーズ 99

介護総合センター白樺の1階に事務所があり、ここを拠点に訪問しています。訪問看護は、訪問看護師の健康チェックを定期的に行うようになってから、入院しなくなったというエピソードもあります。訪問看護を利用したい場合は、訪問看護ほつとらいん(電話・4111157)または、担当ケアマネージャーまでご相談ください。

【訪看ステーションほつとらいん所長 樋口いづみ】

今日から
使える
ためになる!

知ってトクトク 制度と情勢

ここではわかりづらい医療や介護の制度のコト、社会情勢のコトなど知っていると誰かに伝えたいような情報を、事務職員が全12回発信していくコーナーです。

介護サービスには利用料の減免制度があります

～老人保健施設・特別養護老人ホームの入所またはショートステイの費用減免～

介護保険制度のサービス利用では、原則1～3割の自己負担があります。必要な介護保障をさまたげる問題のある仕組みですが、世帯の経済状況によっては減額を受けられる場合があります。

■認定されるための条件

- ・本人と配偶者を含め、世帯全員が非課税であること。
- ・預貯金額等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下である。

■利用者負担の例／月額

所得の状況などから利用者の段階を4つに区分し、第3段階以下の食費・居住費が軽減されます。

表は30日間の施設入所費の例です(実際は施設ごとの加算や、日用品の費用で差違があります)

負担段階	(減免なし) 第4段階	第3段階	第2段階	第1段階
世帯課税 年収等	課税	非課税	非課税 80万円以下	非課税 生活保護等
老人保健 施設	2～4人部屋	9万円	6万7千円	5万9千円
	個室	12万円	8万8千円	6万円
	ユニット個室	13万円	9万2千円	6万円
特別養護 老人ホーム	2～4人部屋	8万8千円	5万4千円	4.6万円
	個室	11万円	8万円	6万円
	ユニット個室	14万円	8万5千円	6万3千円

*ユニット個室とは…全室個室かつ小グループによる日課を提供する比較的新型の施設

■制度の問題点

- ・有料老人ホーム、グループホーム、高齢者下宿には適用されていません。
- ・生活保護世帯の方にとって、個室、ユニット個室の費用が高額で利用しづらくなっています。
- ・2～3割負担制度導入により、課税世帯の方も多額の負担を強いられています。

■知ってトクトク情報

- ・課税世帯でも、施設利用料で配偶者などが困窮する場合は適用されることがあります。
- ・第2～3段階の方は、ショートステイやデイサービス、ヘルパーなどの在宅サービスで社会福祉法人等による軽減制度(利用料の25～50%減額)が、あわせて適用となる場合があります。

■手続き方法

- ・各市町村(保険者)の担当課が申請窓口となります。
- ・ご質問、ご相談につきましては、当法人のケアマネジャーにお気軽にお問い合わせください。

☎0155-41-1167 在宅介護総合センター白樺 担当:宮田

11月11日は、「いい介護の日」

介護・認知症 なんでも
無料 電話相談

お気軽にお電話ください

2019年
11月11日(月)
10:00～18:00

高齢化がすすむなか、お金の心配なく安心して介護サービスを受けたい。すべての高齢者・家族の願いです。しかし現状は介護現場の人手不足や、「負担が重くサービスを継続できない」「特養に入れない」など悩みは深刻です。

その悩みに答える「介護・認知症なんでも電話相談」を行います。介護の専門家、労働の専門家、「認知症の人と家族の会」の相談員がお答えします。

フリーダイヤル 0120-110-458

E-mail: k25@shahokyo.jp メールでのご相談は左記のアドレスをご利用ください。



主催: 中央社会保険推進協議会/公益社団法人 認知症の人と家族の会

介護する人もされる人もみんな笑顔に北海道連絡会

事務局 TEL 011-758-2648 (北海道社会福祉協議会) 札幌市北区北14条西3丁目1-12 北海道民医連会館



悲惨な戦争を二度と繰り返してはならないと高齢者住宅「ほのぼの」の入居者が「戦争体験を語るつどい」を8月23日に催しました。入

ほのぼの

戦争体験を語るつどい

居者が18名、職員が8名参加しました。事務局の加藤和基さんが、つどいを企画した経過を説明し、司会を務めました。最初に樺太での体験談を加賀慶子さんが語り、次に東京空襲の生々しい体験を佐藤進さん、満州からの引き上げ体験を加藤和基さん、4人目に十勝にも空襲があったことを飛岡久さんが語りました。さらにこのつどいにわざわざお越し下さった、帯広病院の小倉浩夫先生が満州奉天での体験談を語り、その記憶力の良さにみんな感心していました。

最後にデイサービスすらん介護主任の村上あゆみさんから、長崎市で開催された2019年原水爆禁止世界大会の報告がありました。戦後74年が経ち、なかなか聞くことのできない戦争体験談を聞き、あらためて戦争の恐ろしさ、惨さ、愚かしさを再認識する会でした。【戦争体験を語るつどいの会事務局】

大正 岡山 韓男
六四一五九五三